(目的)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び 確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場における休日確保型工事の 実施に伴い必要となる経費を適切に計上することにより、週休2日の取得が可能 な環境づくりを推進し、その労働環境の改善を目的とする。

(対象工事)

- 第2条 原則として、藤枝市が発注する全ての建築工事(建築設備工事を含む)を 対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は対象外とする。
 - (1) 施工に必要な実日数 (実働日数) が1週間程度と見込まれる工事
 - (2) 発注者が対象工事に適さないと判断する工事

(用語の定義)

- 第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めると ころによる。
 - (1) 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日または日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所(現場休息)日に指定するものとする。
 - (2) 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
 - (3) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
 - (4) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、 年末年始休暇(6日間)、夏季休暇(3日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とし

ている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

- (5) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (6) 現場休息 分離発注工事(一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。) の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(週休2日の達成基準)

- 第4条 週休2日の達成基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 完全週休2日(土日)の達成は、対象期間内の全ての週(原則として、日曜日から土曜日までの7日間とする。以下同じ)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。なお、現場閉所(現場休息)日を土曜日及び日曜日としない場合は、「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとするが、同一の週内において変更するものとする。
 - (2) 月単位の週休 2 日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が 28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該付きの土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。なお、現場閉所(現場休息)日を土曜日及び日曜日としない場合は、「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。

- (3) 通期の週休 2 日の達成は、対象期間内現場閉所(現場休息)率が 28.5% (8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。
- (4) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日や猛暑による作業不能 日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(発注)

- 第5条 発注方式は次の各号のいずれかの方式とする。分離発注工事の場合は、全 ての工事について同一の方式を選択する。なお、適用する発注方式に応じた特記 仕様書(別紙1及び2)により対象工事である旨を明示する。
 - (1) 完全週休2日(土日) I型

受注者が対象期間開始前に「完全週休2日(土日)」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む工事をいう。なお、月単位の週休2日及び通期の週休2日に取り組むことは必須とする。

ただし、受注者が対象期間開始前に「完全週休2日(土日)」の取組を希望 しない場合(完全週休2日(土日)の協議が整わなかった場合を含む)は、 「月単位の週休2日」を上限として、第6条を判断する。

(2) 完全週休2日(土日)Ⅱ型

受注者が対象期間開始前に「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」 又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組む工事 をいう。なお、通期の週休2日に取り組むことは必須とする。

ただし、受注者が対象期間開始前に「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」及び「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合(「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」及び「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む)は、通期の週休2日を上限として、第6条を判断する。

(費用の計上)

第6条 現場閉所(現場休息)の状況に応じて労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費を補正する。なお、費用の補正に係る具体の積算等の方法は、藤枝市週休2日推進工事(建築工事)積算要領第2条及び第3条による。

(実施方法)

- 第7条 週休2日推進工事の実施方法は次の各号のとおりとする。
 - (1) 対象期間開始前における現場閉所(現場休息)の確認方法は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 「対象期間」を受発注者間協議により設定する。
 - イ 受注者は、完全週休2日(土日) I型又は完全週休2日(土日) II型に係る取組の希望について、発注者と協議のうえ、希望する取り組みを行うものとする。
 - ウ 受注者は「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
 - エ 分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう「現場閉所(現場休息)予定日」を調整したうえで、実施工程表等を作成する。
 - (2) 対象期間中における現場閉所(現場休息)の確認方法は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 受注者は、監督員が現場閉所(現場休息)の状況(実績)を確認するために、実施工程表等に「現場閉所(現場休息)日」を記載し、必要な都度、監督員に提出する。
 - イ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所(現場休息)日」が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)日数を確認する。
 - ウ 工程計画の見直し等が生じた場合には、受注者はその都度「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は見直

し後の計画を確認する。なお、分離発注工事の場合は、受注者間で調整した 上で実施工程表を作成する。

(3) 達成状況確認時における現場閉所(現場休息)の確認方法は、次のとおりと する。

監督員は、前2号により確認した現場閉所(現場休息)の状況により週休2日の達成状況を確認のうえ週休2日推進工事達成状況確認書(第1号様式)を作成し、受注者に交付する。

- (4) 前3号のほか、次に掲げるものに留意するものとする。
 - ア 受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象 期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
 - イ 受注者及び監督員は関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、 全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。
 - ウ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
 - エ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所(現場休息)の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- 2 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工程への しわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施 工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定 する。特に新築工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工 期算定プログラム」等を参考活用する。
- 3 入札参加者等へ周知するために、本要領に基づく受注者の取組実施内容は、入 札公告等で提示する特記仕様書に明記するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。

附則

この要領は、通達の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、通達の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

藤枝市 週休2日推進工事(建築工事)特記仕様書[完全週休2日(土日) Ⅰ型]

1 発注方式

本工事は、受注者が対象期間開始前に発注者に対して「完全週休2日(土日)」に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日推進工事である。なお、「月単位の週休2日」及び「通期の週休2日」については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

2 週休2日の考え方

- (1) 「完全週休2日(土日)」とは、対象期間の全ての週において、原則として 土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上の現場閉所 (現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 「対象期間」とは、工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をい う。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施してい る期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外 としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされ る期間などは含まない。
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を 行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された 状態をいう。
- (6) 「現場休息」とは、分離発注工事(一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。)の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (7) 週休2日の達成基準は、以下のとおりとする。
 - ア 完全週休 2 日 (土日)の達成は、対象期間内の全ての週 (原則として、日曜日から土曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所 (現場休息)日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所 (現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。
 - イ 月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5% (8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、 土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該

月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれ は、達成しているとみなす。

- ウ 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28. 5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。
- エ ア及びイにおいて、現場閉所(現場休息)日を土曜日及び日曜日としない場合においては、「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。
- オ イ及びウにおける現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉 所の日数を含む。
- カ アからウにおいて、降雨、降雪等による予定外の現場閉所 (現場休息)日 についても、現場閉所 (現場休息)日数に含めるものとする。

3 実施方法

(1) 対象期間開始前

受注者は、完全週休2日(土日)の取り組み希望の有無を監督員に文書(電磁的記録含む)で報告する。

対象期間を受発注者間協議により設定する。

受注者は、「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得た上で週休2日に取り組むものとする。

分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう 「現場閉所(現場休息)予定日」を調整した上で、実施工程表等を作成する。

(2) 対象期間中

受注者は、監督員が現場閉所(現場休息)の状況(実績)を確認するために、実施工程表等に「現場閉所(現場休息)日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。

工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出する。

(3) 週休2日達成状況確認時

監督員は、受注者が作成する「現場閉所(現場休息)日」が記載された実施 工程表等により対象期間内の現場閉所(現場休息)率を算出し、週休2日推進 工事達成状況確認書を作成し、受注者に交付する。

4 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

5 実施困難な場合の対応

受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

6 費用の計上

予定価格は、「完全週休 2 日 (土日)」を前提に補正係数アにより労務費 (予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格 (材工単価)の労務費。以下同じ。)及び現場管理費を補正し作成している。

現場閉所(現場休息)の達成状況や、「完全週休2日(土日)」の取組の協議の 状況に応じて、(1)により補正を変更する(補正係数に変更が生じない場合を除 く)。

(1) 発注者は、現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、その状況に応じた補正係数アまたはイに変更し、月単位の週休2日が未達成の場合は補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を変更する。

ア 完全週休2日(土日)適用工事 労務費 補正係数1.02

現場管理費 補正係数 1.01

イ 月単位の週休2日適用工事 労務費 補正係数1.02

藤枝市 週休2日推進工事(建築工事)特記仕様書「完全週休2日(七日)Ⅱ型]

1 発注方式

本工事は、受注者が対象期間開始前に発注者に対して「完全週休2日(土日) 及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を協議した上で 工事を実施する週休2日推進工事である。なお、「通期の週休2日」について は、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

2 週休2日の考え方

- (1) 「完全週休2日(土日)」とは、対象期間の全ての週において、原則として 日曜日及び土曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上の現場閉所 (現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 「対象期間」とは、工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をい う。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施してい る期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外 としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされ る期間などは含まない。
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (6) 「現場休息」とは、分離発注工事(一つの工事現場で概ね同期間に施工される工事がある工事。以下同じ。)の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (7) 週休2日の達成基準は、以下のとおりとする。
 - ア 完全週休 2 日 (土日)の達成は、対象期間内の全ての週 (原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所 (現場休息)日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所 (現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。
 - イ 月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

- ウ 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28. 5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。
- エ ア及びイにおいて、現場閉所(現場休息)を土曜日及び日曜日としない場合においては、「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。
- オ イ及びウにおける現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉 所の日数を含む。
- カ アからウにおいて、降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日 や猛暑による作業不能日についても、現場閉所(現場休息)日数に含めるも のとする。

3 実施方法

(1) 対象期間開始前

受注者は「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取り組み希望の有無を監督員に文書(電磁的記録含む)で報告する。

対象期間を受発注者間協議により設定する。

受注者は、「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得た上で週休2日に取り組むものとする。

分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう 「現場閉所(現場休息)予定日」を調整した上で、実施工程表等を作成する。

(2) 対象期間中

受注者は、監督員が現場閉所(現場休息)の状況(実績)を確認するために、実施工程表等に「現場閉所(現場休息)日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。

工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出する。

(3) 週休2日達成状況確認時

監督員は、受注者が作成する「現場閉所(現場休息)日」が記載された実施 工程表等により対象期間内の現場閉所(現場休息)率を算出し、週休2日推進 工事達成状況確認書を作成し、受注者に交付する。

4 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

5 実施困難な場合の対応

受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間 開始前に受発注者間協議を行うこととする。

6 費用の計上

予定価格は、「月単位の週休2日」を前提に補正係数(2)イにより労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費。以下同じ。)を補正し作成している。

現場閉所(現場休息)の達成状況や、「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の協議の状況に応じて、(1)及び(2)により補正を変更する(補正係数に変更が生じない場合を除く)。

- (1) 発注者は、現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、その状況に応じた補正係数(2)ア又は(2)イに変更し、月単位の週休2日が未達成の場合は補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を変更する。
- (2) 対象期間開始前に受注者が「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」 又は「月単位の週休2日」の取組を希望し、その協議が整った場合は、適切な 時期に、その状況に応じた補正係数ア又はイに変更する。

ア 完全週休2日(土日)適用工事 労務費 補正係数1.02

現場管理費 補正係数 1.01

イ 月単位の週休2日適用工事 労務費 補正係数1.02

週休2日推進工事達成状況確認書

建設工事名		
発注方式		
取組レベル		
対象期間	始期(年月日)	
	終期 (年月日)	
通期の週休2日 の実施結果	対象期間日数	
	現場閉所(現場休息)日数	
	現場閉所(現場休息)率	
月単位の週休2日 の実施結果	対象月数	
	週休2日実施月数	
完全週休2日(土日) の実施結果	対象週数	
	週休2日実施週数	
週休2日達成状況 の判定		

「藤枝市週休2日推進工事(建築工事)実施要領」に基づき、上記のとおり現場閉所(現場休息)率等を確認しました。

令和 年 月 日

部 課総括監督員